

ベビー飲料自主規格

平成 20 年 11 月

日本ベビーフード協議会

ベビー飲料自主規格発行にあたって

日本ベビーフード協議会では昭和 47 年に「ベビーフードびん・かん詰の規格」を発行して以来数次の改訂を重ね、常にベビーフード製品の安全性及び衛生を確保してきました。

しかしながら近年乳幼児用の飲料製品市場が拡大し生産量が増加するとともに、品目や容器形態も様々なものが出てまいりました。さらに利用方法も以前の果汁類などの離乳補助だけでなく、水分補給といった役割も強くなったことから、日本ベビーフード協議会としては従来のベビーフードの枠組みを超え、ベビー飲料として新たな規制が必要と考え、ここにベビー飲料自主規格を制定することといたしました。

本規格は従来ベビーフードとして取り扱ってきた果汁類に加え、成長が著しい清涼飲料水とイオン飲料を対象とし、ベビー飲料として 1 カテゴリーを組みました。内容はベビーフード自主規格で長年培われてきた規格を踏襲し、微生物基準や、残留農薬、有害化学物質といった食の安全に係わる項目について網羅するとともに、飲料用容器として使用されているペットボトルや紙容器についても幅広く規格を設けました。

日本ベビーフード協議会では、ベビーフードに加えベビー飲料といった新たな分野も視野に入れ会員企業の安全な商品作りを指導してまいりますので、今後はベビー飲料につきましてもご愛顧頂きますようお願い申し上げます。

平成 20 年 11 月 1 日

日本ベビーフード協議会

会長 竹村 茂樹

目 次

I. ベビー飲料の製品規格	1
1. 適用の範囲	1
2. 定 義	1
3. 品 質	1
4. 賞味期間	2
5. 衛 生	2
6. 原 料	4
7. 食品添加物	4
II. ベビー飲料の製品試験法	5
1. 栄養成分等の分析方法	5
2. 微生物の試験方法	5
3. 重金属等の試験方法	5
4. 残留農薬の試験方法	6
5. 動物用医薬品の試験方法	6
6. 硝酸態窒素の試験方法	6
7. 外因性内分泌かく乱化学物質の試験方法	6
8. かび毒（マイコトキシン）の試験方法	6
III. ベビー飲料容器包装の品質規格	7
1. ガラス製容器	7
2. ポリエチレンテレフタレート樹脂容器包装	7
3. 紙容器包装	7
4. 合成樹脂製ラミネート容器包装	8
5. アルミニウム製キャップ	8
6. 合成樹脂製キャップ	9
7. 各容器包装の強度	9
IV. ベビー飲料の表示に関する自主基準	10
1. 目 的	10
2. 適用の範囲	10
3. 必要な表示事項	10
4. 商品名の表示基準	11
5. 不当表示、不当広告の禁止	11

I. ベビー飲料の製品規格

1. 適用の範囲

この規格は、乳児および幼児向けである旨を表示して販売する食品のうち直接または調製して飲用するもの（以下「ベビー飲料」という）に適用する。

2. 定義

- 2-1 この規格において「ベビー飲料」とは、乳児および幼児の水分補給、栄養補給および離乳を補助する目的で製造された食品をいう。ただし育児用調製粉乳（粉乳調製用の水を含む）は除く。
- 2-2 この規格において「イオン飲料」とは、乳児および幼児の水分および電解質補給を主たる目的としたものをいう。
- 2-3 この規格において「果実・野菜飲料」とは、果実、野菜もしくはこれらの搾汁液を配合したものをいう。
- 2-4 この規格において「その他の飲料」とは、「イオン飲料」および「果実・野菜飲料」を除くすべての飲料をいう。
- 2-5 この規格において「ウェットタイプベビー飲料」とは、密封容器に充填した液状または半固形状などのものをいう。
- 2-6 この規格において「ドライタイプベビー飲料」とは、水またはその他のものによって還元調製して摂食する粉末状、顆粒状、フレーク状、固形状などのものをいう。
- 2-7 この規格において「乳児」とは、1歳未満の児をいい、また「幼児」とは、生後1歳から1歳6ヵ月頃までの児をいう。
- 2-8 この規格において「摂食時」とは、そのままもしくは製品の表示の方法に従って調製し、乳児および幼児が飲用できるようにした状態をいう。

3. 品質

医学・栄養学的見地からみて、物性面・栄養面が配慮され、乳児および幼児が摂食するに適したものであること。

3-1 ナトリウム

摂食時におけるナトリウム含量は、別に定める試験法により試験したとき、100g 当り 100mg 以下であること。ただし、イオン飲料以外のベビー飲料への食塩の添加は認めない。

3-2 浸透圧

離乳開始前に与えるベビー飲料の浸透圧は、別に定める試験法により試験したとき、摂食時において、300mOsm/L 以下を目安とする。

3-3 カフェイン量

乳幼児の発育時期に配慮して、低減に努めること。

同種の製品（乳幼児向けを除く）よりも低い量としなければならない。

4. 賞味期間

製品の賞味期間は表1の期間を上限とする

表1 ベビー飲料の容器包装製造形態別賞味期間

容器包装製造形態		賞味期間(上限)
ウェットタイプ ベビー飲料	瓶詰	2年
	ペットボトル	1年
	紙容器	1年
	その他の容器	1年6ヵ月
ドライタイプベビー飲料		1年6ヵ月

5. 衛生

原料は鮮度その他の品質が良好で衛生的なものを使用し、かつ食品衛生上危害の原因となる物質の混入防止につとめる。製品の製造、加工、包装および保管は、各過程の衛生的な管理につとめ、容器は清潔で衛生的なものを使用しなければならない。

5-1 微生物

製品中の微生物は別に定める試験法により試験したとき、次の基準に適合するものであること。

ただし、食用で乳児および幼児の健康に寄与するところの微生物を供する製品で、この旨を表示するものにあつては、一般生菌数はこの限りではない。

1) ドライタイプベビー飲料の微生物基準

ドライタイプベビー飲料の微生物基準は以下の通りとする。

一般生菌数：1,000個/g以下(野菜、穀類、茶葉を原料とするものは3000個/g以下)

大腸菌群：陰性

サルモネラ：陰性(卵類を含むものに限る)

黄色ブドウ球菌：陰性

かび・酵母：300個/g以下

2) ウェットタイプベビー飲料の微生物基準

食品衛生法：食品、添加物等の規格基準、第一食品の部、D各条の項の○清涼飲料水に該当するものは、大腸菌群が陰性でなければならない。

上記以外のものにあつては、食品、添加物等の規格基準、第一食品の部、D各条の項の○容器包装詰加圧加熱殺菌食品の成分規格で定められた恒温試験において異常がないこと。

5-2 重金属等

製品中の重金属等は「ウェットタイプベビー飲料」および標準濃度に調製した「ドライタイプベビー飲料」について別に定める試験法により試験したとき、それぞれ次の基準に適合するものであること。

ヒ素：0.2ppm以下

鉛：0.1ppm 以下

スズ：10ppm 以下

カドミウム：0.1ppm 以下

P C B：0.01ppm 以下

- 1) 標準濃度とは、製品の表示の方法に従って調製した場合の値を示す。
- 2) 食品衛生法等法規に規定されている場合にはそれを遵守する。
- 3) 上記以外の汚染物質については必要に応じ調査検討する。

5-3 残留農薬

製品中の残留農薬は食品衛生法：食品、添加物の規格基準、第一食品の部、A食品一般の成分規格5～11の各号に適合していること。ただし総BHC、総DDTおよびドリン系農薬については、食品衛生法の暫定基準に適合する原料を使用した場合であっても、製品中（「ドライタイプベビー飲料」にあつては標準濃度に調製したもの）に0.01ppmを超えて残留してはならない。

- 1) 標準濃度とは、製品の表示の方法に従って調製した場合の値を示す。
- 2) ドリン系農薬は、アルドリン、エンドリン、ディルドリンの総和である。
- 3) 表2の農薬については重要監視項目とする。

表2 重要監視農薬

E P N、クロルピリホス、マラチオン、ジメトエート、カルバリル、ペルメトリン、フェンバレレート、ヘプタクロルエポキシサイド、ヘプタクロル、エンドスルファン、イプロジオン、ジコホール、クロルピリホスメチル、クロルフェンビンホス、パラチオン、フェニトロチオン、メチダチオン、パラチオンメチル、ジクロルボス（DDVP）、アセフェート、メタミドホス、エチオン、アルジカルブ、メソミル、シペルメトリン、ピペロニルブトキシド、クロルデン、チアベンダゾール、オメトエート、フェンチオン、エトプロホス、キナルホス

5-4 硝酸態窒素

対象月齢3ヵ月以前（4ヵ月未満）の製品については、摂食時50mg/kg（硝酸イオンとして）以下を目安とする。

5-5 外因性内分泌かく乱化学物質

1) ビスフェノール A

製品のビスフェノール A 含量は、摂食時の状態で、5ppb 以下とする。

2) その他

ノニルフェノール等の外因性内分泌かく乱化学物質の低減に努める。

5-6 動物用医薬品

原材料に使用する乳および食鳥卵（加工品を含む）は、動物用医薬品残留基準に適合したものを使用しなければならない。

5-7 かび毒（マイコトキシン）

- 1) ベビー飲料の原材料に使用するりんご果汁においては、パツリンの含有量は0.050ppmを超えるものであつてはならない。この場合の試験法は、別に定める試験法またはそれと同等以上の性能を有すると認められる試験法を用いる。

- 2) ベビー飲料の原材料に使用するトウモロコシにあつては、トウモロコシに含まれるフモニンは1 ppm を超えるものであつてはならない。この場合の試験法は、別に定める試験法またはそれと同等以上の性能を有すると認められる試験法を用いる。

6. 原 料

原料は発育時期に合わせた栄養補給、アレルギー性等を考慮した種類であつて、衛生的であること。

6-1 遺伝子組換え食品

「遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準」の別表2に示された食品については、IPハンドリング証明により確認された非遺伝子組換えのものを使用すること。

また、別表1の対象農産物から作られる原材料であつて、別表2以外のものについても、出来る限り、非遺伝子組換え食品を使用すること。

6-2 はちみつ

乳児が摂食するベビー飲料には、はちみつを使用してはならない。

7. 食品添加物

食品添加物の使用は必要不可欠な場合に限り、最小限とする。使用できる食品添加物は「ベビー飲料添加物リスト」で定める。なお、加工助剤等は食品衛生法施行規則に準ずる。

Ⅱ．ベビー飲料の製品試験法

1. 栄養成分等の分析方法

1-1 栄養成分

「栄養表示基準における栄養成分等の分析方法等について」に準拠する。

ここに項目がない成分については、科学的に妥当と認められる分析法を準用する。

1-2 栄養成分以外の測定項目

1) 浸透圧

第14次改正日本薬局方に収載の「浸透圧測定法」を準用する。

2) カフェイン

「五訂増補 日本食品標準成分表 分析マニュアル：34. カフェイン」の項を準用する。

2. 微生物の試験方法

2-1 ドライタイプベビー飲料

1) 試料の調製

「食品衛生検査指針：微生物編Ⅱ．試験法 第2章 細菌1 総論9．試料の調製」を準用する。

2) 一般生菌数（標準平板菌数）

「食品衛生検査指針：微生物編Ⅱ．試験法 第2章 細菌2 汚染指標菌1．細菌数(1)生菌数」を準用する。

3) 大腸菌群

「食品衛生検査指針：微生物編Ⅱ．試験法 第2章 細菌2 汚染指標菌2．大腸菌群、糞便系大腸菌群、大腸菌」を準用する。

4) 黄色ブドウ球菌

「食品衛生検査指針：微生物編Ⅱ．試験法 第2章 細菌8 黄色ブドウ球菌」を準用する。

5) サルモネラ

「食品衛生検査指針：微生物編Ⅱ．試験法 第2章 細菌4 サルモネラ」を準用する。

6) かび、酵母

「食品衛生検査指針：微生物編Ⅱ．試験法 第3章 真菌1 総論5．試験法」を準用する。

2-2 ウエットタイプベビー飲料

ウエットタイプベビー飲料にあつて、清涼飲料水に該当するものは、「食品衛生法：食品，添加物等の規格基準、第1食品の部、D条各条の項○清涼飲料水「清涼飲料水の成分規格」の方法を適用する。

上記に該当しないものは、「食品衛生法：食品，添加物等の規格基準第1食品の部D条各条の項○容器包装詰加圧加熱殺菌食品の(1)恒温試験」を準用する。

3. 重金属等の試験方法

3-1 重金属（ヒ素、鉛、スズ、カドミウム、総水銀）

「食品衛生検査指針：理化学編Ⅱ．試験法 第6章 食品中の汚染物質および変質物 A 無機汚

染物質」の各項の方法を準用する。もしくは科学的に妥当と認められる分析法も可能とする。

3-2 PCB

「食品衛生検査指針：理化学編Ⅱ．試験法 第6章 食品中の汚染物質および変質物 B 有機汚染物質 1．ポリ塩化ビフェニール（PCBs）」の方法を準用する。

4. 残留農薬の試験方法

「食品衛生検査指針：残留農薬編」の各項の方法を準用する。なお、食品衛生法記載の残留農薬迅速分析法をベースに、改良される多成分一斉分析法については、科学的に妥当と認められる分析法も可能とする。

5. 動物用医薬品の試験方法

「食品衛生検査指針 動物用医薬品・飼料添加物編」の各項の方法を準用する。

6. 硝酸態窒素の試験方法

水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月環境庁告示第59号)の別表1に掲げる方法(日本工業規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 または 43.2.5) を準用する。もしくは科学的に妥当と認められる分析法も可能とする。

7. 外因性内分泌かく乱化学物質の試験方法

7-1 ビスフェノールA

東京都化学物質保健対策分科会 平成14年度第1回および平成15年度第2回報告で採用された試験法を準用する。もしくは科学的に妥当と認められる分析法も可能とする。

7-2 ノニルフェノール

東京都化学物質保健対策分科会 平成15年度第2回報告で採用された試験法を準用する。もしくは科学的に妥当と認められる分析法も可能とする。

8. かび毒（マイコトキシン）の試験方法

8-1 パツリン

「食品衛生検査指針：理化学編Ⅱ．試験法 第6章 食品中の汚染物質および変質物 C 天然汚染物質 1．マイコトキシン(7)パツリン」の方法を準用する。

8-2 フモニシン

「食品衛生検査指針：理化学編Ⅱ．試験法 第6章 食品中の汚染物質および変質物 C 天然汚染物質 1．マイコトキシン(9)フモニシン」の方法を準用する。もしくは科学的に妥当と認められる分析法も可能とする。

Ⅲ. ベビー飲料容器包装の品質規格

この規格は、ベビー飲料に用いる容器における衛生基準並びに強度基準を定めることにより、衛生面の安全性確保を目的とする。

1. ガラス製容器

1-1 適用の範囲

ベビー飲料に用いるガラス製容器の材質に適用する。

1-2 使用材質

使用材質は、日本ガラスびん協会の「ガラスびんの品質規格」に定められている基準に適合しなければならない。

1-3 衛生基準

「食品衛生法：食品、添加物等の規格基準、第3器具及び容器包装、D器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格、1 ガラス製、陶磁器製又はホウロウ引きの器具又は容器包装」の項を適用する。

2. ポリエチレンテレフタレート樹脂容器包装

2-1 適用の範囲

ベビー飲料に用いるポリエチレンテレフタレート樹脂容器包装の材質に適用する。

2-2 使用材質

使用材質はポリエチレンテレフタレートとし、その基ポリマーおよび添加物は「ポリオレフィン等衛生協議会自主基準」を準用する。

2-3 衛生基準

「食品衛生法：食品、添加物等の規格基準、第3器具及び容器包装、D器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格、2 合成樹脂製の器具又は容器包装、(1)一般規格及び(2)個別規格、7. ポリエチレンテレフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装」の項を適用する。

3. 紙容器包装

3-1 適用の範囲

ベビー飲料に用いる紙容器包装の材質に適用する。

3-2 使用材質

使用材質は紙、再生紙、合成樹脂加工紙とする。ただし内容物と接触する面の使用材質はポリオレフィン系（ポリエチレン、ポリプロピレン）とし、その基ポリマーおよび添加物は「ポリオレフィン等衛生協議会自主基準」を準用する。

3-3 衛生基準

内容物と接触する面に使用する合成樹脂について「食品衛生法：食品、添加物等の規格基準、第3器具及び容器包装、D器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格、2 合成樹脂

脂製の器具又は容器包装、(1)一般規格及び(2)個別規格 4. ポリエチレン及びポリプロピレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装」の項を適用する。

4. 合成樹脂製ラミネート容器包装

4-1 適用の範囲

ベビー飲料に用いる合成樹脂ラミネート容器包装の材質に適用する。

4-2 使用材質

使用材質は合成樹脂もしくは合成樹脂と金属箔を積層したものとする。ただし内容物と接触する面の使用材質はポリオレフィン系（ポリエチレン、ポリプロピレン）とし、その基ポリマーおよび添加物は「ポリオレフィン等衛生協議会自主基準」を準用する。

4-3 衛生基準

内容物と接触する面に使用する合成樹脂について「食品衛生法：食品，添加物等の規格基準、第3器具及び容器包装、D器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格、2合成樹脂製の器具又は容器包装、(1)一般規格及び(2)個別規格 4. ポリエチレン及びポリプロピレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装」の項を適用する。

5. アルミニウム製キャップ

5-1 適用の範囲

ベビー飲料に用いるアルミニウム製キャップの材質に適用する。

5-2 使用材質

使用する材質にあっては以下の基準に従わなければならない。

- 1) 使用するアルミニウム合金板は「JIS-H4000」に示されるもの、あるいは同等以上のものとする。
- 2) キャップの気密性を得るためのライナー材の使用材質は、ポリオレフィン系（ポリエチレン、ポリプロピレン）とし、その基ポリマーおよび添加物については「ポリオレフィン等衛生協議会自主基準」を準用する。
- 3) キャップ内外面に施す塗装・印刷については、印刷インキ工業連合会が定める「印刷インキに関する自主規制（NL規制）」を遵守する。

5-3 衛生基準

内容物と接触する面に使用する塗装材の種類に応じて以下のいずれかの項を適用する。なお、浸出（溶出）条件については、日本キャップ協会が定める「食品用金属製キャップに関する金属キャップ協会衛生基準（第2版）」を準用する。

- 1) 「食品衛生法：食品，添加物等の規格基準、第3器具及び容器包装、D器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格 2合成樹脂製の器具又は容器包装の(1)一般規格 2溶出試験、および(2)個別規格中の 4. ポリエチレン及びポリプロピレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装」
- 2) 「食品衛生法：食品，添加物等の規格基準、第3器具及び容器包装、D器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格 4 金属缶」

6. 合成樹脂製キャップ

6-1 適用の範囲

ベビー飲料に用いる合成樹脂製キャップの材質に適用する。

6-2 使用材質

使用材質はポリオレフィン系（ポリエチレン、ポリプロピレン）とし、その基ポリマーおよび添加物は「ポリオレフィン等衛生協議会自主基準」を準用する。

6-3 衛生基準

「食品衛生法：食品，添加物等の規格基準、第3器具及び容器包装、D器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格、2合成樹脂製の器具又は容器包装、(1)一般規格及び(2)個別規格4.ポリエチレン及びポリプロピレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装」の項を適用する。

浸出（溶出）条件については定められた溶液、温度にて倒立法により行うものとする。

7. 各容器包装の強度

7-1 適用の範囲

ウェットタイプベビー飲料に用いるすべての容器包装に適用する。

7-2 強度基準

「食品衛生法：食品，添加物等の規格基準、第3器具及び容器包装、E器具又は容器包装の用途別規格、2清涼飲料水の容器包装」の項を適用する。

IV. ベビー飲料の表示に関する自主基準

1. 目的

この自主基準（以下「基準」という）はベビー飲料の製造、販売に携わる事業者としての良識にもとづき、ベビー飲料の表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択を保護し、もって公正な競争を確保することを目的とする。

2. 適用の範囲

この基準で「ベビー飲料」とは、製品規格の定義 2-1 から 2-8 に適合するものであって「ベビー飲料」である旨を表示したものをいう。

3. 必要な表示事項

ベビー飲料の製造業者、加工包装業者または輸入業者（販売業者が、製造業者、加工包装業者または輸入業者との合意により、製造業者、加工包装業者または輸入業者に代わってその品質に関する表示を行っている場合にあつては、当該販売業者。以下「製造業者等」という）がベビー飲料の容器または包装に表示すべき事項は、義務表示事項とその他の表示事項であり、それぞれ次の通りとする。

3-1 義務表示

下記の項目について背景の色と対照的な色を用いて容器包装に一括して表示する。ただし厚生労働省が指定した「アレルギー特定原材料等」については「アレルギー特定原材料」に限らず、すべての原材料について消費者に分かりやすく表示する。

- 1) 名称または品名
- 2) 原材料名
- 3) 内容量
- 4) 賞味期限
- 5) 保存方法
- 6) 原産国名（輸入品に限る）
- 7) 製造業者等の氏名または名称および住所

3-2 その他の表示

1) 商品名

食品の内容を分かりやすく表現した商品名を表示する。

2) 乳幼児用飲料を意味する文字

「ベビー飲料」と表示すること。ただし社名等を冠した「〇〇ベビー飲料」と表示してもよい。

3) 製品特徴

製品の特徴を分かり易く表示する。なお、不当景品類及び不当表示防止法等で規定される優良誤認の恐れがないように記載されなければならない。

4) 栄養成分

健康増進法第 31 条の規定に基づく栄養表示基準に準拠し、栄養成分を表示する。

5) 使用方法および使用上の注意

喫食の際、加温、希釈等を行う必要のあるものについてはその方法を説明する。
なお、品質表示基準または公正競争規約のある品目は、それに従って表示する。
開封後の取扱いとその保存方法については、品目に応じて具体的に説明する。

6) 一回分の目安量

必要に応じ、離乳の進行状況に応じた適切な利用方法および一回分の目安量を表示する。

7) 対象時期

対象発育時期および（あるいは）適用月齢を表示する。

なお、エネルギー量が 5 kcal/100 g 以上の飲料については、授乳の妨げにならないように、適用月齢を 2 カ月以上とする。（ただし、ドライタイプ茶の製品は除く。）

8) 消費者の質問の照会先

消費者の質問に対応する機関を社内に設け、その連絡先を明記する。

9) 容器包装識別表示

別に定める「容器包装識別表示ガイドライン」に従う。

10) 警告表示

その製品の使用、取扱いなどで、消費者に危害を与える恐れ等がある場合は、品目毎に別に定める必要な表示を記載する。

11) 母乳促進に関する文言

製品が、授乳の妨げとなる使用の恐れがある場合は、適切な使用方法と授乳の妨げにならないように、その注意を惹起する文言を記載する。

4. 商品名の表示基準

製造業者等は、商品名に果実、野菜のうち特定の原材料名を表示する場合は以下の基準に従う。

4-1 イオン飲料および茶製品を除く、果実・野菜成分を含むドライタイプ製品にあつては、果汁固形分〇〇%、野菜固形分△△%、無果汁等と製品中の果汁・野菜等の含有率を明記する。

4-2 含有率は表 3 に示す大きさの文字で見やすく明瞭に商品名に近接して表示する。

表 3 含有率表示文字の大きさ

商品名文字の大きさ	併記文字の大きさ
18ポイント未満	8ポイント以上
18ポイント以上 42ポイント未満	10ポイント以上
42ポイント以上	12ポイント以上

5. 不当表示、不当広告の禁止

5-1 製造業者等は、ベビー飲料に関する容器、包装、説明書、チラシ、ポスター、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、看板、ホームページ等による広告により、「2. 適用の範囲」の内容に合致しない製品については、ベビー飲料であるかのような表示をしてはならない。

5-2 製造業者等は、ベビー飲料に関する容器、包装、説明書、チラシ、ポスター、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、看板、ホームページ等による広告により、当該商品の内容が実際のものよりも著しく優良であると、一般消費者に誤認される恐れがある表示をしてはならない。

5-3 製造業者等は、ベビー飲料に関する容器、包装、説明書、チラシ、ポスター、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、看板、ホームページ等による広告により、他の事業者またはその製品を中傷し誹謗するような表示をしてはならない。